

平成 25 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 ターボリナックス HD 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 森蔭 政幸
 (J A S D A Q ・ コード 3777)
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長
 飯富 康生
 電話 03-5809-1850

第三者割当により発行される新株式（金銭出資）
 及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 8 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、平成 25 年 12 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、第三者割当により発行される新株式（金銭出資、以下「本新株式」という。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【第三者割当により発行される株式の概要】

(1) 発行期日	平成 25 年 12 月 25 日
(2) 発行新株式数	350,900 株
(3) 発行価額	1 株につき 570 円
(4) 発行価額の総額	金 200,013,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき、285 円
(6) 資本組入額の総額	金 100,006,500 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 株式会社リゾート&メディカル（以下「RM社」という。）350,900 株 RM 社は、平成 25 年 11 月 1 日付で、商号を株式会社 Resort&Medical Investment から変更しております。また、RM 社は、平成 25 年 11 月 1 日付で、当初の割当予定先である株式会社 CF キャピタル（以下「CF キャピタル」という。）を吸収合併しております。
(8) 資金調達額	175,011,700 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は新株式発行の払込金額の総額 200,013,000 円から、ファイナンシャル・アドバイザー費用等新株式発行に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
(9) その他	本件については、有価証券届出書の提出を行っています。

（注）平成 25 年 11 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 31 日を基準日とし、平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社の株式を 20 分割することを決議いたしました。従いまして、本新株式の発行数は、平成 26 年 1 月 1 日付けにて 7,018,000 株となります。詳細につきましては、平成 25 年 11 月 8 日付の「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」を参照ください。

【第三者割当により発行される新株予約権の概要】

(1) 発行期日	平成 25 年 12 月 25 日
(2) 発行新株予約権数	5,263 個
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり金 2,950 円
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：526,300 株
(5) 資金調達の際に の行使に際して出資される 財産の価額	296,791,010 円（差引手取概算額） 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額 15,525,850 円及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 299,991,000 円を合算した金額から、フィナンシャル・アドバイザー費用など本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
(6) 行使価額	行使価額：570 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 RM社：3,509 個 山田至人：1,754 個
(8) その他	本件については、有価証券届出書の提出を行っています。

(注) 前述のとおり、当社取締役会は当社株式の 20 分割を決議いたしました。この株式の 20 分割の実施により、本新株予約権が全て行使された場合の潜在株式数は、10,526,000 株となります。

2. 募集の目的及び理由

①現在の財務状況

わが国の経済は、平成 24 年 12 月の政権交代後に掲げられた「アベノミクス」政策への期待から、円安傾向が継続し、株価の上昇もみられ、全般的に景気回復の兆しが強いものとなっております。しかしながら、景気回復の浸透は企業規模及び業種に限定的な傾向があり、市場全般という意味では、いまだ厳しい状況にあります。

当社の主な事業領域であります情報サービス産業においては、クラウド・コンピューティング市場やスマートフォン市場の成長に牽引され需要の改善はみられるものの、景気回復が不透明感をみせる状況の中で、IT インフラへの投資抑制や IT に係わる保守・運用コストの削減ニーズは依然として継続しております。このような中、更なるコスト削減に努めると同時に、IT 事業への回帰を核とした事業再生をめざす中期経営計画を策定し、事業の再構築を行ってまいりました。IT 事業を核とした事業再生にはある程度の期間を要するため、その期間中の企業収益への補完として、環境メンテナンス事業及び復興支援事業を核とする環境事業を新たな事業分野として開始しております。

当社は、平成 18 年 12 月期から平成 24 年 12 月期まで 7 期連続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、平成 19 年 12 月期においては継続企業の前提に重要な疑義が生じております。また、平成 24 年 12 月期においては 39 百万円の債務超過の状況になっており、平成 25 年 12 月期第 2 四半期においても、昨年度同期と比して売上及び営業利益の両指標に大きな改善は見られるものの、依然営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス状態が継続しており、その結果、平成 25 年 12 月期第 2 四半期末時点にて、現預金残高 22 百万円という資金的には厳しい状況となり、11 百万円の債務超過の状況及び継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況が継続しております。当該債務超過の状況は、東京証券取引所（以下「東証」という。）の上場廃止基準に抵触するため、平成 25 年 12 月期第 4 四半期末までに解消する必要があります。

これまでのマイナストrendをV字回復させ、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成 25 年 2 月 26 日付にて公表いたしました中期経営計画に沿って、IT 関連事業及び環境事業の両事業を核とした「成長戦略」の推進により収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えて

おります。当該中期経営計画を実行していくことが、当社の経営課題を解決し、企業価値の向上へ繋がると考えております。

②平成 25 年 5 月 15 日に発行決議した増資の状況

当社は、平成 25 年 5 月 15 日第三者割当による新株式及び新株予約権発行決議を行い、平成 25 年 5 月 30 日に差引手取額約 40 百万円の増資を実施いたしました。また、差引手取額約 44 百万円の新株予約権を発行し、平成 25 年 10 月 30 日現在で、新株予約権発行総数 4,900 個の内、4,900 個全てが行使され、差引手取額約 44 百万円の増資を実施いたしました。新株式発行による差引手取額と合算して約 84 百万円の増資となっております。

平成 25 年 5 月 30 日の増資により調達した資金は、後述いたしますモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業という新たな事業へ投資を行い、収益基盤の強化を進めております。この結果、モバイルコンテンツ事業においては、平成 25 年 12 月期第 2 四半期累計で 19 百万円の売上、6 百万円の売上総利益を計上しており、復興支援事業においては、39 百万円の売上、2 百万円の売上総利益しか計上出来ておりませんが、既に受注し稼働中の請負工事が約 200 百万円あり、事業の構築は順調に推移しております。平成 25 年 12 月期第 3 四半期累計の売上高はモバイルコンテンツ事業で 60 百万円、復興支援事業で 113 百万円を見込んでおり、当該増資により確保した事業資金をモバイルコンテンツ事業及び復興支援事業の事業戦略に沿って投資を実行していくことで、平成 25 年 12 月期における収益計上へ大きく貢献すると考えております。

③当社の事業の現状及び今後

当社の IT 関連事業は Web システム構築にかかわるソリューション及びサポートの提供を核とした戦略が徐々に実を結び、新規顧客獲得により平成 24 年 12 月期売上高は 97 百万円と前年比 40%を超える伸びを達成できました。平成 25 年 12 月期第 2 四半期売上高は、従来の B2B ビジネス領域に加えて B2C ビジネス領域であるモバイルコンテンツ事業を新たに開始した結果、IT 関連事業全体の売上高は 72 百万円となり前年同期と比較すると 2 倍以上の数値にて推移しております。モバイルコンテンツ事業については、事業投資及び戦略実行の効果が徐々に現れており、平成 25 年 12 月期の業績に貢献するものと考えております。

環境事業は、平成 24 年 12 月期においては、除染実施計画の度重なる遅延という外的要因を受け、復興支援事業の売上高は 3 百万円となり、また、平成 24 年 9 月から新たに開始した環境メンテナンス事業の売上高は 7 百万円となり、環境事業全体の売上高は 10 百万円となりました。平成 25 年 12 月期第 2 四半期においては、復興支援事業売上高は 39 百万円となり、環境メンテナンス事業売上高は、平成 25 年 2 月 28 日付けにて環境メンテナンス事業を営む株式会社東環を買収し 100%子会社にした結果、54 百万円となり、環境事業全体での売上高は 93 百万円と、既に前期における金額以上になっており、中期経営計画に沿って順調に推移しております。

当社の中期経営計画を推進することで、依然黒字化へ至っていないものの、業績の改善及び中期経営計画の順調な推移が顕著に見られ、平成 25 年 12 月期第 2 四半期累計の業績は下記の通りとなっております。

単位：百万円	平成 24 年 12 月期第 2 四半期累計	平成 25 年 12 月期第 2 四半期累計	増減額
売上高	31	165	134
営業利益	△60	△25	35
経常利益	△61	△27	34
当期純利益	△26	△28	△2

当社は、資金難の状況及び債務超過の状況並びに継続企業の前提に重要な疑義が生じている状況を早期に解消するために、平成 25 年 2 月 26 日に公表いたしましたとおり中期経営計画を作成し、特に以下の 3 つを重要課題として掲げ、当社の成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上して参ります。

(ア) 顧客基盤の拡大

当社が推進する「成長戦略」には顧客基盤の拡大が不可欠であるため、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、顧客セグメント領域の拡大を図ることが重要と考えています。具体的には、当社の従来の B2B ビジネス領域での事業展開に加え、B2C ビジネス領域での事業展開を開始することで、新たな顧客の獲得に繋がり、それが更なる顧客ニーズのファインディング、更なるビジネス領域の拡大へ繋がっていく成長路線を構築することに積極的に取り組んで参ります。

(イ) 成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用

IT 関連事業及び環境事業を核とした「成長戦略」の柱は顧客基盤の拡大です。そのためには、顧客ニーズにマッチした新しい価値を提供できる製品・サービスの開発・導入により、新たなビジネス領域へ展開して行くことが不可欠となります。当社は、平成 25 年 12 月期の目標達成に向けた顧客基盤の拡大という成長戦略を推進するための人材を、早期に確保し当該両事業へ集中的に投入してまいります。また、製品・サービスの多様化に応じて協力会社の資産を活用し、経営リソース運用の効率化及び製品・サービスの早期開発・導入を可能にする組織及び体制を構築して参ります。

(ウ) 財務体質の強化

「成長戦略」の実行には、事業計画に対応した事業資金・運転資金を調達・確保・投入していくことが不可欠です。事業拡大を目標とした平成 25 年 12 月期の事業計画に沿った事業資金・運転資金の調達を実施し、収益性の改善及び資本の増強を図り、財務体質を強化して参ります。

④中期経営計画の概要

当社の企業理念は、「価値ある製品・サービスを提供することで、顧客の満足度を最大化し、ともに栄える。」ことであります。そのためには、顧客の新しいニーズを継続的に探求するとともに、絶え間ない革新によって、新しい価値を持った製品・サービスを提供することで新たなソリューションを創造し、社会の発展に貢献したいと考えております。

当社は、事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させていくことを経営の目標としています。経営指標としては、平成 25 年 12 月期の売上高を重視するとともに、事業の収益力を表す営業利益及び営業キャッシュ・フローを重視し、これらの拡大を目指しています。

(ア) 基本戦略

当社の企業理念の下、当社事業の継続的な拡大を通じた企業価値を向上させていくため、「事業領域の選択と集中」、「財務体質の強化」、「内部統制及びコーポレートガバナンス並びにコンプライアンス体制の強化」の 3 つを基本戦略と位置づけています。

(イ) 事業戦略

(a) 現在までの事業戦略

IT 関連事業

平成 23 年にスマートフォンやタブレット端末に代表されるスマートデバイスは、日本国内においてパソコンの出荷台数を越えており、さらに普及が進むことが予測されます。これまで情報端末として主流であったパソコンに代わり、今後の重要な情報端末としてスマートデバイスが活用されることが考えられます。これにより、今後 IT サービス利用者数及び利用時間の拡大とスマートデバイスが持つ機能を活かした IT サービスの多様化が進み、IT 市場は新たな事業モデルへの転換が進んでいくことが予測されます。例えば、スマートデバイスの普及と同じくして普及進展しているソーシャルメディアは、スマートデバイスに搭載されるカメラやセンサー、GPS 等の機能と組み合わせられることで発展したサービスです。このスマートデバイスから利用者の多様な情報を得ることができ、ソーシャルネットワークを介して交換・蓄積される傾向が拡大していき、企業はこのデータを活用して利用者の関心や行動を分析して多様なサービスを提供することが考えられます。

当社の IT 関連事業は、Web アプリケーション開発及び運用するための基盤ソフトウェアである米国 Zend Technologies 社の Zend 製品や Web システムに欠かすことのできないデータベース製品を中心としたソリューション及びサポートの提供を核とした事業を強化し、更に当社が持つデータベースに係る強みを活かして、インターネット利用の更なる拡大とスマートデバイスの普及拡大により想定される従来のデータ処理アプリケーションでは処理することが困難な巨大で複雑な構造化されていない情報を整理、分析するためのデータ管理に係る市場に対して、平成 24 年 12 月期からソリューションの提供を開始しております。平成 25 年 12 月期は収益を上げるために経営リソースを投入することにより、着実に実績を積み重ねており、今後、より一層の拡大を推進して参ります。また、国内のモバイル端末市場は激変しており、平成 24 年 4 月～11 月に出荷された携帯電話の 56.8%をスマートフォンが占め、今後の契約数においてもスマートフォンが占める比率が高くなることが予測できます。また、モバイル向けコンテンツサービスにおけるビジネスモデルの方法も激変しており、スマートフォン市場におけるトップセールスのコンテンツアプリはいずれもゲームであります。スマートフォンビジネスにおけるスマートフォンアプリの市場規模はこれからも成長が続く市場として注目されています。当社ではこのタイミングを IT 関連事業に参入する好機と捉え、平成 25 年 3 月 15 日付にて公表いたしましたとおり、100%子会社としてプラスワン株式会社を設立し、モバイルコンテンツ事業を開始いたしました。モバイルコンテンツ事業においては、オリジナルコンテンツや商品の企画・開発力もしくは協業パートナーからの仕入能力が競争力の源泉であるため、商品の企画・開発や仕入業務に精通した人員を採用し、コンテンツの拡充を進めております。コンテンツ毎の商品計画、販売計画を基に、デジタルコンテンツ以外の商品についてはデットストックをつくらぬ管理を徹底しております。またスマートデバイス利用者を対象としたデジタルコンテンツについては、パートナーが権利を有するコンテンツに付加価値をつけて販売する予定であります。

中古パソコン事業は、リスクフリーでの事業展開を重視し、在庫リスクを負わないウェブサイトによる無料回収を核とした調達方法により事業を継続して参ります。

環境事業

ビル・メンテナンスとは建築物を対象として、主に清掃などの環境衛生業務、電気・空調・給排水などの設備管理業務、建物設備の保全業務、警備業務等であり、ビル・メンテナンス市場規模（元請金額ベース）は、3兆5,654億円です。市場環境は、従来のスクラップ&ビルドの時代からストック重視の時代へとシフトし、不動産金融市場の形成によって建築物が資産運用の対象価値として注目が集まるなど、近年は大きな変化がみられます。業界構造としては、大手企業による集約化が進んでいるものの、資本金2,000万円未満、従業員数100名以下の企業が5割を超え地場産業の集まりであり、年商1,000億円超の企業はごくわずか、トップ企業のシェアも1～2%程度に止まっています。管理対象となる建築物は、東京圏と近畿圏の2地域で全体の5割を超えており、都市型産業であると言えます。

厳しい経済情勢の影響によりビルオーナー等の顧客のコスト意識の高まりや、建築物の新規竣工減少、価格競争激化、民間でも入札制度が広がるなど厳しさを増していますが、公共サービス施設の整備やサービスへの取り組みやプロパティ・マネジメント等、業務範囲を拡大することによる一括受注による利益確保を図る総合化戦略を取る企業が多くなっています。

当社の環境事業の環境メンテナンス事業においても、目指す方向性は、プロパティ・マネジメント事業への展開であり、当該方向性を具現化する施策として、当社グループ内にプロパティ・マネジメント領域への展開というビジョンを掲げ、環境メンテナンス事業に精通した組織を構築するため、平成 25 年 2 月 28 日付けにて、株式会社東環を買収し、当該事業の更なる強化、新たな領域への事業構築を図っております。また、当社グループの基盤である IT システムを活用したプロパティ・マネジメント事業における情報システム基盤を開発・提供することにより競合他社との差別化を図ってまいります。日常のビル管理情報及び設備に関する保守・点検情報を統合的に情報システム化し顧客に恒常的に提供することにより、事故・不具合の予知能力を高め、高品質・安心感に関する顧客満足度の向上を目指してまいります。これらのビル・建物管理に特化した CRM システムの導入は既存顧客の維持及び新規顧客の獲得につながるものと考え、収益性の改善にも貢献すると考えております。

当社の環境事業の復興支援事業におきましては、震災や原発事故により多大な被害を被った人々や社会が、一日でも早く復興を達成できる様、惜しみなく人的及び物的支援を行っていくことを基本方針としています。復興は、「復旧期」⇒「復興街づくり期」⇒「発展期」という概ね10年単位の工程で進められる計画であるため、当社の復興支援事業も、当該工程に合わせた事業展開を行って参ります。平成25年～26年においては、復旧期が主であるため、災害瓦礫処理関連、インフラ復旧関連、除染関連という領域へ特化した事業展開を図ります。このため、平成24年10月において建設業の許可を取得し、土木施工管理技士及び建設業界経験者を採用し営業・オペレーション体制を組織し、復興支援事業を推進しております。

復興支援事業における、復興工程の「復旧期」での具体的な事業戦略は以下になります。

- 瓦礫処理、インフラ復旧、除染等の業務や請負を行う場合、建設業許可が必要不可欠であるため、土木施工管理技士の資格を保有した経験者を採用し、建設業許可を平成24年10月に取得しました。
- 新聞やニュースで報道されておりますとおり、復興に係わる人材不足が原因で復興そのものが遅れているという大きな問題となっております。このことから、人材を確保できる能力が、復興支援事業でのキー・サクセス・ファクターであると考えます。当社は、建設作業員の手配に長年の経験を有する会社と建設作業員の確保業務に関する業務委託契約を行い、案件に応じて適切な人材をスピーディに探索組織し現場へ投入するノウハウとネットワークを構築して行きます。
- 当社は、当該事業においては、平成24年5月より開始しており、建設業界での経験を有する会社と業務委託契約を行い、被災3県における大手・地場のゼネコンや復興組合とのネットワークを構築してまいりました。当該ネットワークの構築活動により、既に述べましたとおり受注実績は積み上がってきておりますので、当該活動を継続してまいります。

復興支援事業における具体的な事業内容としては、大きく二つあります。一つ目は、被災自治体が発注者となり、大手又は地場のゼネコンが元請けとして受注したインフラ復旧工事を、当社が請負い内製にて行う工事又は外注することにより行う工事業業となります。当該事業におきましては、昨年末頃から受注開始し、本日までに7工事受注し、その内3工事が完了し、4工事が稼働中であります。二つ目は、国又は自治体が発注者となり、大手又は地場のゼネコンや復興組合が元請けとして受注した除染工事を、当社が請負い自社にて行う工事又は更に下請けすることにより行う工事業業となります。当該事業におきましては、平成25年12月期第2四半期から受注開始し、本日までに4工事受注し、その内2工事が完了し、2工事が稼働中であります。

(b) 今後新たに開始する事業戦略

再生可能エネルギー事業

平成24年7月1日より「再生可能エネルギーの全量買取制度」が開始いたしました。当社は環境事業分野において太陽光発電等の再生可能エネルギー関連の事業化に関して、様々な再生可能エネルギーについて、有識者や関係各社からご意見をいただき、慎重に検討してまいりました。日本における再生可能エネルギーの中で最も有効なエネルギーが何かを判断するのは、非常に困難ではあります。当社が検討した太陽光発電、風力発電、小水力発電、地熱・温泉熱等の未活用熱発電の中から、世界第3位を誇る日本の地熱エネルギーについては、専門家の意見や当社の独自調査から、開発規模や泉質・熱源の特定等の調査を適切に実施することにより、事業開発のリスクを最小限に抑えることができると判断しました。また、本事業は社会が求める新エネルギー政策に貢献することとなり、日本経済の持続的な発展に寄与することを目的に事業化を進めることを決定いたしました。

当社は、「再生可能エネルギー全量買取制度」において、高温の温泉等の未活用の熱エネルギーを利用して発電するバイナリー発電事業者と提携して廃棄されていた熱エネルギーの有効利用を推進し、どのエリアに当社の役割が見いだせるかの事業調査に着手してきました。当社は、大規模な地熱開発事業に関しても将来ノウハウを積み上げてから参入したいと考えておりますが、当初は大手の地熱開発事業者や発電事業者ではコストが合わず、見送っていた小中規模（1メガワット以下/1基当たりの発電量/h）の温泉バイナリー発電に温泉事業者や源泉所有者と提携し、事業参入をいたします。本事業は、我が国が世界第3位の潜在地熱大国であり、その活用が十分にされていないことやこれまで高温の温泉であったために水で薄めるなどして廃棄されていた温度差、また使

用せずに自噴させていた源泉等未活用の熱エネルギーの有効活用であると同時に、東日本大震災後の電力不足対策や環境負荷の低減に貢献できる事業との観点から、当社として今後注力するに十分有意義な事業であると考えています。

発電事業立ち上げには2～3年の準備期間及び多額の設備投資資金を要します。発電に係わる発電機を含むプラント建設に要する設備投資資金については、将来ファンドを組むことで対処してまいります。発電事業開始に関する準備には地質調査等種々の事前経費及び人件費を要しますが、準備と並行して、当初の2年間は業務提携会社と連携し、地権者（温泉源泉所有者）及び発電事業者に対し、地熱発電に関する地質調査データの提供及びコンサル事業を行なうことで、当社の収益に貢献してまいります。地質調査については調査受託及び計測データの販売双方を計画しており、そのために地質調査に専門的な知識を持つ人材（4名）を雇用する予定です。

再生医療事業

当社は、オープンソース・ソフトウェアを基盤とするITインフラ事業、Webインフラ事業の拡大に努力してきましたが、当社を取り巻く事業環境は製品競争力、財務力の低下等から非常に厳しい状況に置かれています。この状況下で当社の強み・弱みを十分検討したうえで、勝てる可能性が高い市場セグメントをどこに定めるか論議を重ねてまいりました。近年ではインターネットの環境がどこでも使え、それを利用したネットサービスが拡大しているにもかかわらず、個人個人に適した予防医療やアンチエイジングに関してのサポートは不十分な部分が多々あり、高齢者や罹患された方だけではなく働き盛りの方々の予防医療に関して、きめ細かいサービスが当社のネットワークソリューションを使用することによって出来ればと考えてきました。

医療福祉分野において当社は、現在まで直接携わってきたことがありませんでしたが、当社のIT関連事業において、医療情報ネットワークシステムの構築等のIT企業としてのサービスの提供を行う中で培ってきた当社の技術を生かし、当社が病院や診療所、介護施設等を結ぶネットワークや機材、施設等を提供することによって専門家のネットワークを築くことができるか慎重に検討してまいりました。

当社の医療情報ネットワークシステム構築の知識・経験を生かし、予防医療分野や再生医療も視野に入れたアンチエイジング分野における病院経営に係るコンサルティング業務の提供、さらに、症状・医療履歴の情報をとり入れたヘアケア・スキンケア製品やサプリメントのきめ細かい使用法を提供することで新たなマーケットを創出できると確信しましたので、予防医療とアンチエイジングに焦点を当て事業化を進めることを決定いたしました。

現状の当社の規模やスキルを勘案し、専業の子会社を設立し、当事業における有識者や大学、研究所、医療機関と契約及び連携し、事業を開始することといたします。事業計画の概要と提携する予定の企業等に関しては、決まり次第お知らせしてまいります。本件については、平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会において、定款の変更（①再生医療等の先端医療分野における医業コンサルタント事業、②医薬品、医薬部外品、健康食品、サプリメント、ヘアケア・スキンケア商品の販売、③医療器具および医療施設のリースならびに開業支援）を株主様のご承認をいただくことを前提としております。

当社は、超高齢化社会を迎えて医療福祉分野が急拡大する中で、再生医療等の先端医療及びヘアケア・スキンケア製品、サプリメントを使用した予防医療分野のエリアに当社の役割が見いだせるかの事業調査をしてまいりました。

新薬の開発や先端技術の医療機械の開発に関しては、当社が参入できる分野ではありませんが、当社の創業以来の強みを生かした医療情報ネットワークシステム構築やネットワークづくりから派生する医療機関と研究室等のデータ解析事業所をつなぐことにより、患者に対するより効果的・安心感を高める治療・処方を提供でき、既存医療事業者との差別化を図ることで、当事業に参入することは可能と判断しております。ネットワーク機器のリースから専門の医療機械の提供まで現場と研究開発部をつなぎ、関係会社と連携することでより治療・処方に付加価値を高める病院運営に対するコンサルティング業務及び症状・医療履歴情報をリンクさせたヘアケア・スキンケア製品やサプリメントの販売事業に参入します。

具体的には、経営分野での成功経験を所有する人材を雇用し、病院経営のコンサルティングサービス事業を核として事業を開始する予定です。また、医療分野に幅広いネットワーク・知識をもつコンサルティング会社に、コンサルティング業務委託の要望がある病院の調査及びコンサルティング業務受託の交渉を業務委託してまい

る予定です。

同時に、本事業の早期の収益性に対する貢献を実現するために、サプリメント及びヘアケア・スキンケア製品の販売を平成 26 年第 2 四半期に開始する予定です。

そのために、営業人員（3 名）を早期に雇用する予定です。

⑤資金ニーズ

当社は、次の資金ニーズを有しております。

最初に、当社は、平成 25 年 12 月期第 3 四半期末時点において約 12 百万円の現金預金しか保有しておらず、1 ヶ月に必要とされる運転資金が約 12 百万円であることを考慮すると、平成 25 年 5 月 30 日に発行した新株予約権の行使は平成 25 年 10 月 18 日に完了いたしました。平成 26 年 12 月期の事業計画を推進するため既存事業及び新規事業における運転資金及び事業資金が不足してまいります。このため、遅くとも平成 25 年 12 月末までに資金調達を完了し、中期経営計画に沿って当社の成長戦略を実行するための資金を確保しなければ、資金難による上場廃止リスクや倒産リスクに直面している状況であります。

第二に、収益性の改善を図り、早期黒字化の達成を目的に、当社が策定した IT 関連事業及び環境事業を核とする中期経営計画、平成 26 年 12 月期以降の事業の継続的な拡大を通じた企業価値の向上を遂行するためには、新たに収益性の高い付加価値を付けた製品・サービスを提供することが不可欠となります。当社が、これまでに提供してまいりました製品・サービスは、既に汎用化が進んだものや労働集約型のものが大半を占めており、価格競争が厳しく収益性の改善が難しくなっております。コスト削減を徹底し薄利多売の戦略を取ることも検討してまいりましたが、経営の効率性を高め、高い ROI を実現するためには、付加価値の高い製品・サービスを提供することが必要と考え、このための新たな事業資金及び運転資金の調達が求められています。当該事業資金及び運転資金は、既存事業の安定的且つ継続的拡大のみならず、中期的収益の拡大に向けて営業利益及び営業キャッシュ・フローを生むために、高付加価値を生み出す製品・サービスの開発・事業展開に投資されるものであります。具体的には、IT 関連事業での情報処理システム提供に係わる開発費用及び人件費、環境事業における案件マネジメントに係る増加人件費やビル・建物管理に特化した CRM システムに係わる IT 投資、新規事業における商品・サービスの研究開発や設備投資資金、運転資金が必要であります。

第三に、当社は平成 25 年 11 月 8 日現在、約 50 百万円の未払金・預り金を抱えております。内訳は源泉所得税・消費税の預り金約 15 百万円、法人事業税未払金約 4 百万円、社会保険料未払金約 11 百万円及びその他未払金約 20 百万円であります。当社は、平成 19 年 12 月期以降継続企業の前提に疑義がある状況を継続しており、慢性的な運転資金不足の状況にあります。このような中で、事業資金及び運転資金確保を優先し税金・年金等の支払いを延期してきたことが多額の未払金・預り金を抱えている原因となっております。分納形式で返済をいたしておりますが、延滞金利率が年 15%と極めて高い利率となっており、資金繰り及び財務の健全化の観点からも当該未払金・預り金を一括返済することが早急な課題となっております。

第四に、平成 25 年 12 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会における株主の皆様の承認を条件に単元株の採用を計画しております。単元株の採用に伴い、できる限り単元株未満の株主様に対する影響を少なくするために株式の 20 分割を実施する予定であります。しかしながら、単元株の採用にともなう生じる単元未満株式の買取請求に応じるための資金が必要となってまいります。株式の 20 分割及び単元株の採用の詳細につきましては、平成 25 年 11 月 8 日に開示いたしました「株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」を参照ください。

これらの資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の向上を実現し、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。逆に言いますと、当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、株主利益の毀損へとつながります。詳細は後述する 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期に記載のとおりですが、当社の経営課題であります、(i) キャッシュ・ポジションの安定化、及び (ii)

早期黒字化を実現し企業価値の向上を図り株主利益の向上を実現するための、平成26年12月期の事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約500百万円（差引手取額は約471百万円）の調達を今回の新株式及び新株予約権発行の目的としております。

⑥債務超過解消の必要性

前述いたしましたとおり、当社は、平成24年12月期末において39百万円の債務超過となり、平成25年12月期第2四半期末において11百万円の債務超過の状態が継続しており、早急に債務超過を解消しなければ上場廃止基準へ抵触します。上場廃止となれば、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。

平成25年12月期第2四半期末において、11百万円の債務超過の状態ではありますが、i)平成25年5月30日に発行いたしました全ての新株予約権の行使が完了したこと、ii)平成25年12月期第3～第4四半期の事業計画の進捗状況を勘案すると、当該債務超過の状態は平成25年12月期第4四半期末時点において解消される見込です。しかしながら、株主利益の保護及び安定的な企業経営の観点から、金額的に余裕を持って債務超過の解消を図ることが重要であるため、平成25年12月期末までの増資を必要としております。

⑦第三者割当による資金調達を選択した理由

現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（金銭出資）にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績・進捗状況及び新規事業の進捗状況により割当先がリスクを低減でき、かつ、既存株主が一度に希薄化するリスクを抑える新株予約権の発行にて行うこととなりました。

⑧本第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行リスク並びに特徴 本新株式の発行及び本新株予約権の発行に関するリスク情報について

(ア)新株式の失権リスク

株価及び割当先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳等流動資産残高の写しを受領し、引受金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、割当先の資金力を確認しております。

(イ)本新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

割当先は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢ではありますが、万一割当先の資金手配が何らかの要因で予定通り行われなかった場合には、本新株予約権の行使が行われぬ又は予定通りに行使が進まないリスクがあります。なお、当社は、割当先より預金通帳等流動資産残高の写しを受領しており、引受けに係る払込額相当の残高を有すことを確認しております。また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われぬリスクがあります。このような状況となった場合には、十分な資金調達ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。このような事象が発生するリスクに備え、十分な資金調達を行えなかった場合の経営戦略を予め準備し、かつ緊急な資金の要望に応じて頂ける新たな投資家とのリレーション構築を行い、調達リスクを低減いたします。

(ウ) 株主価値の希薄化リスク

今回の第三者割当により発行される新株式数 350,900 株及び新株予約権に係る潜在株式数 526,300 株の合計（以下、「今回発行株式総数」という。）877,200 株（議決権数 877,200 個）は、平成 25 年 11 月 8 日（決議日）現在の発行株式数 797,844 株（議決権数 797,844 個）に対して 109.9%（議決権ベース 109.9%）となります。また、今回発行株式総数に、平成 25 年 5 月 30 日を発行期日として第三者割当により発行された株式数 57,471 株及び新株予約権に係わる行使済株式数（平成 25 年 11 月 8 日までに全て行使済）76,040 株を加えた合計 1,010,711 株（議決権数 1,010,711 個）は、平成 25 年 5 月 29 日時点の発行株式総数 652,733 株（議決権数 652,733 個）に対して 154.8%（議決権ベース 154.8%）に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。しかしながら、本新株式の発行及び本新株予約権の発行並びに行使により調達した資金は、当社の中期経営計画に沿って、収益の改善化及び財務体質の強化に使用し当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

(エ) 株主構成変動のリスク

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じると共に、大株主構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資により、今回の割当先であります RM 社が当社議決権の 30.9%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つ可能性があります。また、本新株予約権が全て行使された場合、RM 社及び山田氏（本新株式発行による発行数及び平成 25 年 5 月 30 日に発行した第 13 回新株予約権全ての行使により交付された株式数を含む）が当社議決権の 65.5%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つ可能性があります。しかしながら、RM 社と山田氏は全く関係がないため、これら議決権を共同で行使することはない、という口頭での確認をしております。

本新株予約権の特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株式価値の希薄化を最小限に抑えつつ、当社の事業進捗にあわせて、資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(ア) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付のいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 570 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 526,300 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。行使価額及び対象株式数が固定されていることから、本新株予約権の発行及び行使による調達額は変動いたしません。したがって、本新株予約権の行使が進まないリスクが顕在化されない限り、当社の事業戦略を推進して行くために必要とされる資金の確保が可能となります。

(イ) 譲渡制限条項

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。

(ウ) 取得条項 (Any Time Call)

将来的に資金調達ニーズが後退した場合又はより有効な他の資金調達方法が確保された場合、当社取締役会の承認を得て、2 週間前の事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

(エ) 行使促進条項

行使価額が時価（東証 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の取引値をいう。）より 20%以上下回っている場合は、割当先は、当社が行使依頼を行った場合、本新株予約権の発行要項及び買受契約証書の規定に反しない範囲で本新株予約権の行使依頼に応じるものいたします。これにより、行使促進条項の発動が可能な状態で、当社における事業資金及び運転資金の調達必要性が生じた場合、当社の判断により必要額を調達することが可能になります。

債務超過の状態は平成 25 年 12 月期においては解消できる見込みではありますが、IT 関連事業及び環境事業の両事業を核とした「成長戦略」の推進により事業拡大及び収益性の改善を図ること、及び資本の増強によりキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図ることが急務であると考えており、その為に事業資金及び運転資金の調達が必要不可欠となっております。

当社は、当社の事業概要・事業戦略を理解していただける事業会社と多種多様な資金調達手段について検討してまいりました。この度の本新株予約権の割当先には、当社の現状及び事業戦略等をご理解いただき、さらに既存株式価値の希薄化懸念による株価インパクトや既存株主様の不利益を最小限に抑えたいという当社の意向を受けていただき、本新株予約権の発行という方法で了承いただきました。

本新株予約権による資金調達を選択するにあたり、次のような事項を重視いたしました。

(ア) 一度に 300 百万円相当の資金調達を目指すのではなく、新株予約権を発行し、今後の財務体質の強化、成長戦略の進捗状況等を勘案した上で、当社の判断により機動的、弾力的な資金調達が可能な方法であること

(イ) 当社の経営に介入する意思がないこと

(ウ) 希薄化リスクを考慮し、当社の取締役会決議により、何時でも発行価額相当額で取得できる仕組みを備えていること

(エ) 行使が促進される仕組みが備えられ、当社の資金需要に応じた調達が可能なこと

(オ) 将来的な市場の変化により、当社の資金需要額に影響がない様、行使価額及び対象株式数を固定すること

(カ) 将来、当社株価が上昇した際、希薄化の影響が少ないこと

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

【本新株式】

新株式発行による調達額	金 200,013,000 円
発行諸費用（注 1）	金 25,001,300 円
新株式発行による差引手取概算額	金 175,011,700 円

注 1: 発行諸費用は、臨時株主総会開催費用 3,500,000 円、登記費用 700,000 円、有価証券届出書作成費用 500,000 円、割当先調査費用 300,000 円、ジャパンキャピタルに対するアドバイザー報酬 20,001,300 円が含まれます。

【本新株予約権】

新株予約権発行による調達額	金 15,525,850 円
新株予約権行使による調達額	金 299,991,000 円
発行諸費用（注 1）	金 18,725,840 円
新株予約権発行による差引手取概算額	金 296,791,010 円

注 1: 発行諸費用には、登記費用 1,500,000 円、有価証券届出書作成費用 150,000 円、割当先調査費用 300,000 円、ジャパンキャピタルに対するアドバイザー報酬 15,775,840 円、新株予約権価格算定費用 1,000,000 円が含まれます。但し、ジャパンキャピタルに対するアドバイザー報酬は、調達額の 5%であるため、本新株予約権の行使状況により変動いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【本新株式】

具体的な使途 (具体的な使途は、差引手取概算額の合計を基準に記 しております。)	金額 (百万円)	支出予定時期
① 既存事業における運転資金(人件費・販管費)	約 20 百万円	平成 26 年 1 月～6 月
本社人件費・一般管理費	10 百万円	平成 26 年 1 月～6 月
IT 関連事業人件費・販管費	5 百万円	平成 26 年 1 月～6 月
環境事業人件費・販管費	5 百万円	平成 26 年 1 月～6 月
② 未払金・預り金返済	約 50 百万円	平成 26 年 1 月
③ 環境事業におけるビル・建物管理に特化した CRM システム の開発及び構築費用	約 10 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
④ 環境事業 (再生可能エネルギー事業) における運転資金	約 40 百万円	
事業立ち上げ資金 (人件費・事務所経費等)	約 5 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
地質調査・計測事業初期投資資金	約 10 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
事業運転資金 (販管費等)	約 5 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
地質調査・計測業務委託費用	約 20 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
⑤ 再生医療事業における運転資金	約 30 百万円	
事業立ち上げ資金 (人件費・事務所経費等)	約 5 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
事業運転資金 (販管費等)	約 5 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
コンサル業務委託費	約 10 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
製品仕入れ代金	約 10 百万円	平成 26 年 1 月～3 月
⑥ 単元株制度採用に係る単元未払株式買取資金及び手数料 等	約 25 百万円	平成 26 年 4 月～12 月
合計金額	約 175 百万円	

(注) 単元株制度採用に係る単元未払株式買取資金について、余剰が生じた場合及び余剰が予想される場合は適宜「資金使途変更」の開示を別途行います。

【本新株予約権】

具体的な使途 (具体的な使途は、差引手取概算額のうちの実際手取概算 額を基準に記載しております。)	金額 (百万円)	支出予定時期
① IT 関連事業における事業拡大費用	約 50 百万円	
情報処理システムにおける基盤の整備 (開発費) 費用(人 件費)	約 20 百万円	平成 26 年 4 月～12 月
情報処理システムにおける基盤の整備に関する業務委 託費	約 13 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月
ソリューション提供に係る新製品開発費用(人件費)	約 17 百万円	平成 26 年 4 月～12 月
② 環境事業における事業拡大費用	約 30 百万円	
ビル・建物管理に特化した CRM システムの整備・運用費	約 10 百万円	平成 26 年 4 月～12 月
事業拡大における増加人件費等費用	約 20 百万円	平成 26 年 4 月～12 月
③ 環境事業 (再生可能エネルギー事業) における運転資金	約 100 百万円	
人件費・販管費	約 20 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月
地質調査・計測業務委託費	約 80 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月

④ 再生医療事業における運転資金	約 116 百万円	
事業運転資金（人件費・販管費）	約 40 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月
病院運営コンサルティング・サービス事業運転資金（人件費）	約 10 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月
製品仕入れ代金	約 56 百万円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月
顧客情報ネットワークシステム開発及び運用経費	約 10 百万円	平成 26 年 4 年～平成 27 年 12 月
合計金額	約 296 百万円	

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、重点的に、IT 関連事業及び環境事業、再生医療事業に対する事業資金及び運転資金として充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を IT 関連事業及び環境事業、再生医療事業に対する事業資金及び運転資金に重点的に充当し、収益性の向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります、(i) キャッシュ・ポジションの安定化、及び (ii) 早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

発行価額につきましては、割当先であります RM 社と協議交渉いたしました結果、1 株あたり 570 円といたしました。発行価額は、発行決議日の直前営業日の当社株式の終値（以下「決議前日終値」という。）1,694 円に対して 66.4%のディスカウント、発行決議日の直前営業日から遡る直近 1 ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価 937 円に対して 39.2%のディスカウント、発行決議日の直前営業日から遡る直近 3 ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価 742 円に対して 23.1%のディスカウント、発行決議日の直前営業日から遡る直近 6 ヶ月の当社株式の終値の単純平均株価 717 円に対して 20.5%のディスカウントとなっております。従って、会社法第 199 条第 3 項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当することから、平成 25 年 12 月 24 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

1 株あたり 570 円の発行価額に至りました過程は次に述べるとおりとなります。平成 25 年 9 月に入り当初の割当予定先である CF キャピタルと協議交渉を開始いたしました。CF キャピタルは、平成 25 年 11 月 1 日付けにて割当先であります RM 社に吸収合併されましたので、割当先は RM 社であります。交渉を開始した時点においては、当社は CF キャピタルと協議をしておりました。交渉開始時期を起点に遡る 2～3 ヶ月間、当社株式の株価は 600 円台半ば近辺にて安定的に推移しておりましたので、交渉開始当初におきましては、ある一定期間（1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月）の当社株式の終値の平均を発行価額の算定基準として採用するよりも、決議前日終値を発行価額の算定基準として採用する方が合理的と考え、急激な株価上昇等特段の理由がない限り、CF キャピタルとは発行決議日の直前営業日の終値に 0.9 を乗じた金額を発行価額とすることで口頭にて合意し交渉を開始いたしました。具体的には、600 円台半ばから 10%ディスカウントした 500 円台後半の金額を念頭に置いておりました。平成 18 年 12 月期より 7 期連続して純損失を計上している状況及び平成 25 年 12 月期第 2 四半期累計も純損失を計上している状況並びに債務超過の状況を踏まえ、CF キャピタルとしては中長期保有の投資リスクは可能な限り低減したいという理由にて 10%ディスカウントを提案されておりました。協議を進める中（平成 25 年 10 月上旬）、CF キャピタルより、i) 交渉開始時（平成 25 年 9 月上旬）、当社株式の株価は 640～650

円で推移していたが、平成 25 年 9 月下旬から 10 月上旬に掛けて、当社株式の株価は 600 円台前半にて推移しており、ゆるやかな下降トレンドであること、ii) 交渉開始以降、平成 25 年 9 月 6 日には、行使価額修正条項付き新株予約権の行使価額（以下「MS ワラント行使価額」という。）が 577 円へ修正され、その後 9 月 13 日には 573 円へ、9 月 27 日には 564 円へ、10 月 4 日には 540 円へ修正されており徐々に低下していること（行使価額修正条項付き新株予約権の行使価額については、平成 25 年 5 月 15 日付「第三者割当により発行される新株式（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資）及び新株予約権（MS ワラント）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。）を踏まえ、CF キャピタルとしては中長期保有の投資リスクは可能な限り低減したいことの説明があり、発行価額としては、ある時点の当社株式価格の市場価格から 10% ディスカウントした価額である MS ワラント行使価額の内、最も低い MS ワラント行使価額を基準にしたものにした旨の提案がありました。当該提案時、当社といたしましては、当社株式の株価が安定的に推移するならば、当社の財務状況及び投資家が負担する可能性のある株価下限リスクを考慮した結果、MS ワラント行使価額も市場価格を基準に算定されているため、最も低い MS ワラント行使価額を基準にするという CF キャピタルからの提案は非合理的なものには該当しないと判断し交渉を継続いたしました。最終的には、最も低い MS ワラント行使価額が 540 円でありましたので、当該 MS ワラント行使価額を基準に 1 株あたり 540 円の発行価額を要請されました。当社としては、最近の当社株式の株価とは乖離が大きいため、最近の当社株式の株価上昇を平坦化できるある一定期間（1 ヶ月、3 カ月、6 カ月）の平均株価を基準にした価格を発行価額とさせていただきたい旨の交渉を再度行いました。平成 25 年 10 月 9 日には、MS ワラントが 1 株あたり 540 円という価格で行使されていること及び中長期保有の投資リスクを低減したいことを理由に承諾をいただけませんでした。希薄化懸念を考慮していただき、最終的に 1 株あたり 570 円の発行価額を要請されました。RM 社からも同様の要請を受けております。これを受け、i) 債務超過の状況は平成 25 年 12 月第 4 四半期末までには解消できる見込みではあるものの、収益性の改善及び財務体質の強化を図り、企業価値の向上、株主価値の向上を実現するためには、当社の平成 26 年 12 月期以降の事業戦略を推進するための資金が必要なこと、ii) 金利負担の重い滞納税金や社会保険料を早期に支払うための資金が必要なこと、iii) 平成 26 年 1 月 1 日からの単元株の採用により、単元未満株式の買取請求に応じるための資金が必要なこと、iv) 現在の当社の財務状況を鑑みて、当社への投融資の引受先は限られ、他に現実的なより良い資金調達はないこと、等を考慮した結果、CF キャピタルからの資金調達を成功させることで、平成 26 年 12 月期以降の事業戦略を推進し、収益性の改善及び財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上、そして株主価値の向上を実現できると考え、当社取締役会は発行価額を 570 円とすることで決議いたしました。

なお、当社の全監査役（いずれも社外監査役）から、「第三者割当により発行される新株式の発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものではなく、有利な発行価額に該当すると判断するが、これらによって調達した資金は、当社の収益の改善化及び財務体質の強化につながり、当社の企業価値を向上させると認識するものの、今回の発行に伴い極めて大きな希薄化を伴う恐れがあると判断する。よって、決議された「第三者割当により発行される新株式の発行」に関しては、株主総会に諮り、今回の増資にかかる発行価額及び希薄化について株主の皆様の承認を得ることが必要である」との意見を得ております。

【本新株予約権】

本新株予約権の発行価額につきましては、当社及び割当先からは独立した第三者であります東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（以下「価値算定会社」という。）に算定を依頼し、第 14 回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、第三者算定機関は下記の基礎数値を選定いたしました。また、割当先の行使に関して前提となる算定基準は、1 日あたり 1,110 株を目安とし徐々に行使されることとしております。

- ・ 株価（平成 25 年 11 月 7 日の終値） 1,694 円
- ・ 権利行使価格 570 円
- ・ ボラリティリティ（平成 23 年 10 月～平成 25 年 10 月の月次株価を利用し、年率換算して算出した。）

41.90%

- ・ 権利行使期間 平成 25 年 12 月 26~平成 27 年 12 月 25 日
- ・ リスクフリーレート (2017 年 10 月 15 日償還の国債レート (日本証券業協会の売買参考統計値における中期国債 333 (2)) 0.094%
- ・ 配当率 (直近の配当実績を参考) 0%

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果を踏まえて、当社はその前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから、算定価格以上の発行価額であれば有利発行に当たらないと判断し、第 14 回新株予約権 1 個の払込金額を金 2,950 円といたしました。行使価額につきましては、CF キャピタルから本新株式の発行価額と同額とすることを強く要求され、当社の中期経営計画に沿って事業を構築し企業価値の向上を図るための資金を確保するために、CF キャピタルからの要求を受け入れ、本新株予約権と同時に発行する新株式の発行価額と同額である 1 株あたり 570 円としております。RM 社からも同様の要請を受けております。新株予約権が有利発行にあたるか否かは、発行価額が有利にあたるか否かによります。当社としましては、行使価額が時価と乖離があるものの、この影響も加味され価値算定会社により算定された金額を基準にした発行価額であるため、合理的な価額と考えております。

なお、当社の全監査役 (いずれも社外監査役) から、「新株予約権の発行価額については、外部の当社との取引関係のない独立した第三者の専門会社に算定を依頼し、実務上の手法として確立されているモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定されたものであり、特に不当と思われる内容が見当たらず、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと考えます。」という意見書を受領しております。

本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものの、市場価格よりも低い行使価額の新株予約権を発行する影響を考慮し、また、当該発行により大規模な第三者割当になり大幅な希薄化にもなることから、平成 25 年 12 月 24 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される株式数 350,900 株及び新株予約権に係る潜在株式数 526,300 株の合計 877,200 株 (議決権数 877,200 個) は、平成 25 年 10 月 30 日 (決議日) 現在の発行済株式数 797,844 株 (議決権数 797,844 個) に対して 109.9% (議決権ベースで 109.9%) となります。なお、今回発行株式総数に、平成 25 年 5 月 30 日を発行期日として第三者割当により発行された株式数 57,471 株及び新株予約権に係わる行使済株式数 (平成 25 年 10 月 30 日までに全て行使済現在における行使済株式数) 76,040 株を加えた合計 1,010,711 株 (議決権数 1,010,711 個) は、平成 25 年 5 月 29 日時点の発行株式総数 652,733 株 (議決権 652,733 個) に対して 154.8% (議決権ベース 154.8%) となります。本新株式発行が実施され、本新株予約権が全て行使された場合、当社の 1 株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。よって既存株主様におかれましては、新株式の発行が実施され、新株予約権が行使された直後は、一時的に希薄化が生じます。しかし、当該第三者割当による新株式発行及び新株予約権の発行は、安定的な企業存続を実現するために、当社の事業資金及び運転資金の確保を行うことで、収益の改善を実現し、当社グループの安定した財務状況を維持することに寄与するものと考えております。また今回の資金調達も、過大なものではなく、当社の安定的な企業存続に資するものと判断し、結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

【本新株式】

① RM 社

(1) 商号	株式会社リゾート&メディカル
(2) 本店所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号

(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 板橋 光一		
(4)	事業内容	有価証券投資事業、不動産投資事業、コンサルティング事業		
(5)	資本金の額	88,000 千円		
(6)	設立年月日	昭和 10 年 12 月		
(7)	発行済株式数	1,091,142,729 株		
(8)	事業年度の末日	3 月 31 日		
(9)	従業員数	1 人		
(10)	取引先	投資先		
(11)	取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社シーアンドフレア 51.63%、山田恭太 28.19%、ファースト・リット・グループ・エル・ティエ・ティエ 4.77%		
(13)	当社との関係等			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	(単位：千円)	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
	純資産	345,968	322,957	1,377,879
	総資産	746,949	741,270	1,788,539
	1 株当たりの純資産 (円)	0.66	0.61	2.61
	売上高	536,000	20,153	1,078,133
	経常利益	26,980	△13,800	△3,022,451
	当期純利益	129,944	△23,010	△3,023,661
	1 株当たりの当期純利益 (円)	0.25	△0.04	△5.73
	1 株当たりの配当金 (円)	-	-	-
(15)	割当株式数	普通株式 350,900 株		

(注) 前述のとおり、RM社は、平成 25 年 11 月 1 日付けにて、CF キャピタルと RM 社の事業の効率化を図るために CF キャピタルを吸収合併しております。上記記載の「発行済株式数」及び「大株主及び持ち株比率」は平成 25 年 11 月 1 日現在のものです。

(参考)

CF キャピタルの概要

(1)	商号	株式会社 CF キャピタル
(2)	本店所在地	東京都豊島区高松二丁目 6 番 5 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 板橋 光一
(4)	事業内容	証券投資業
(5)	資本金の額	26,480 千円
(6)	設立年月日	平成 12 年 12 月
(7)	発行済株式数	33,472 株
(8)	事業年度の末日	3 月 31 日
(9)	従業員数	0 人
(10)	取引先	投資先
(11)	取引銀行	株式会社三井住友銀行
(12)	大株主及び持株比率	株式会社シーアンドフレア (100.0%)
(13)	当社との関係等	

	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	(単位：千円)	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
	純資産	226,328	206,271	509,466
	総資産	227,278	487,221	792,245
	1株当たりの純資産(円)	6,761.7	6,162.5	15,220.7
	売上高	-	997	16,956
	営業利益	△7,437	△3,105	△632
	経常利益	△6,311	△1,101	565
	当期純利益	202,738	△2,052	△385
	1株当たりの当期純利益(円)	6,056.9	△61.3	△11.5
	1株当たりの配当金(円)	-	-	-

【新株予約権】

① RM社

割当個数は、3,509個になります。会社概要等は、前述いたしました内容をご参照下さい。

②山田氏

(1)	氏名	山田至人
(2)	住所	東京都大田区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	山田医院 院長
	所在地	東京都大田区
	事業の内容	内科医院
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、平成25年12月期第2四半期末において、当社株式170,403株保有し、持株比率23.6%の当社の筆頭株主であります。
	人的関係	平成23年4月1日から平成23年11月14日の間、当社の取締役役に就任しております。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当個数	1,754個

なお、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、(i) キャッシュ・ポジションの安定化、及び(ii) 早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、現在までに、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在

の経済状況、自己資本比率低下の懸念、高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討する中、公募による資金調達を検討してまいりましたが、当社の現状の業績により公募による資金調達は厳しい状況であります。さらに、営業キャッシュ・フローが安定的にプラスの状態になるまでの運転資金の確保を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調達を割当先と交渉してまいりました。最終的には、割当先との交渉の結果、一部の資金調達は第三者割当の新株式発行（金銭出資）にて行い、一部の資金調達は当社の現状の業績により割当先がリスクを低減できる新株予約権の発行にて行うこととなりました。最終的には、当社の経営環境、経営課題及び経営戦略等を理解していただける候補先に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことを検討してまいりました。今回の割当先については、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営計画に理解を示していただける投資家の紹介を当社のフィナンシャル・アドバイザーであります株式会社ジャパンキャピタル(以下「ジャパンキャピタル」という。)へ平成25年7月頃依頼し、資金調達先として、平成25年9月頃より紹介を受け、投資を受けるに至りました。当社とジャパンキャピタルの関係は平成22年11月に当社のフィナンシャル・アドバイザーとして契約し、現在まで契約を継続しております。平成23年以降、3回の増資及び事業提携先の紹介・情報提供等の実績があります。当社の投資家としての条件（「当社の経営環境、経営課題、経営戦略等に対する理解」、「純投資かつ長期保有という投資方針」、「当社の経営の独立性の担保」）を備えていたので、当社の増資の引受に関して協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当先としてRM社及び山田氏を選定いたしました。前述いたしましたとおり、CFキャピタルを紹介され交渉を行ってまいりましたが、平成25年11月1日付けにてRM社がCFキャピタルを吸収合併しましたので、最終的には、RM社を選定いたしました。

なお、RM社及び山田氏（以下「割当先等」という。）が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先等が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社企業情報センター（所在地：大阪府大阪市天王寺区生玉前町1番26号）に調査を依頼いたしました。その結果、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。RM社については、同社の役員及び主要株主についても、株式会社企業情報センターに調査を依頼し、反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。また、当該調査に加え、警察署へ照会を行い、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。

① RM社

当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルよりCFキャピタルの紹介を受けました。その後、CFキャピタルの吸収合併会社でありますRM社と当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を理解していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、割当先として選定したものであります。

RM社は、東京都千代田区紀尾井町において投資業及びコンサルティング業を主とする事業を展開する会社であります。RM社が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

②山田氏

山田氏は、平成23年6月24日付、平成23年12月28日付及び平成25年5月30日付に第三者割当による新株式及び新株予約権を引受けていただいた主要株主で筆頭株主であります。当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、成長戦略等を理解していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、割当先として選定したものであります。山田氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

【経営判断基準等】

RM社及び山田氏を割当先として選定するにあたっては、過去に行った第三者割当増資に関する適時開示につき、修正する事案が発生したため、当該事案の発生経緯、原因分析及び再発防止策等を載せた「改善報告書」を、平成23年5月13日付けにて株式会社大阪証券取引所(当時)宛に提出いたしました。当該報告書に載せてありますとおり、当社は第三者割当増資を行う際、割当先等を選定する基準等の経営判断基準(以下、「本経営判断基準」といいます。)を整備いたしました。今回の割当先等を選定及び本件増資決議にあたり、本経営判断基準に則った経営判断を行いました。

【割当先選定基準】

- (ア) 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？
 - 当社代表取締役より説明を実施し、会議録を作成しております。また、当社の経営方針・経営計画に対して理解した旨を口頭により確認しております。
- (イ) 当社経営の継続性が確保されるか？
 - 投資目的が、純投資目的である旨の確約書を受領しております。
- (ウ) 割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？
 - 投資目的が、純投資目的である旨の確約書を受領しております。
- (エ) 高い遵法意識を有しているか？
 - 法令遵守に対する確約書を受領しております。
- (オ) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？
 - 当社常勤取締役と割当先と間にて直接的に交渉してまいりました。
- (カ) 払込に必要十分な資金を有していることが確認できたか？
 - 通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。
- (キ) 反社会的勢力との一切の関わりがないか？
 - 第三者機関より調査報告書を入手し確認しております。かつ、割当先より反社会的勢力との関わり等ない旨の確約書を受領しております。
- (ク) 割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？
 - 該当事項なし。
- (ケ) 割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？
 - 本新株式の割当先より、遅延なく譲渡報告を行う旨の確約書を受領しております。「遅延なく」とは「譲渡当日」を意味する旨を説明しご理解いただいております。
- (コ) 割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？
 - 本新株式の割当先より、最低限1年以上の中長期の保有方針である旨の確約書を受領しております。
- (サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？
 - 当該面談は終了し、全常勤取締役より、懸念事項等ない旨の報告を受けております。
- (シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？
 - 全割当先について、流動資産の明細や預金・貯金通帳等のコピーを取得し、本新株式の引受及び本新株予約権の引受に必要な資金を有していること、かつ当該資金の出所については全額自己資金である旨を確認しております。
- (ス) 割当先の選定にあたり、反社会的勢力に関係していないかの調査を行い、疑義がないことを確認したか？
 - 第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。
- (セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？
 - ジャパンキャピタルをアドバイザーとして採用し、調達額に応じた成功報酬を払う契約になっておりますが、報酬額は妥当と判断しております。
- (ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者

と割当先との関係は理解しているか？

- ジャパンキャピタルの代表取締役三谷氏と割当予定先として紹介を受けたCFキャピタルの代表取締役である板橋光一氏とが知人であることを確認しております。平成25年11月1日付けにて、割当先であるRM社はCFキャピタルを吸収合併しております。また、RM社とジャパンキャピタルとの間に資本関係がないことを確認しております。

【経営判断基準】

- (ア) 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？
 - 割当先選定基準を全て満たしております。
- (イ) 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？
 - 必要な資料等は全て受領いたしました。
- (ウ) 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？
 - 割当先は純投資目的であり、割当先は当社の経営への積極的な介入の意思は持っておりません。当該事項に関する確約書を受領しております。
- (エ) 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？
 - 終了し、懸念等ない旨の報告を受けております。
- (オ) 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？
 - 懸念等ない旨の報告を受けております。
- (カ) 第三者調査機関より、割当先や契約相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？
 - 第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。
- (キ) リスク管理は適切に行われているか？
 - 本資金調達最大の目的は、平成26年12月期における事業計画を推進するための事業資金及び運転資金の確保であるため、リスクは、本資金調達にて十分な資金調達が出来ず、当社の成長戦略の実施にネガティブな影響が出ることであります。当社は、このリスクをヘッジするため、売上機会を確実に取り込むこと及び徹底したコスト管理により利益の拡大を図り、十分な資金調達が出来ない場合においても、創出利益を事業資金及び運転資金として再投資できる体制を構築してまいります。
- (ク) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？
 - 該当事項なし。
- (ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？
 - 該当事項なし。
- (コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？
 - 該当事項なし。
- (サ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？
 - 該当事項なし。
- (シ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？
 - 該当事項なし。
- (ス) 不適當合併等に認定されないか？
 - 該当事項なし。

(3) 割当先の保有方針

【本新株式】

① RM社

当社は、RM社より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、RM社より、原則、本新株式に対して担保設定

や貸株契約等締結しないことの確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手しております。

【本新株予約権】

① RM社及び山田氏

本新株予約権については、当社取締役会の承認を得ることなく譲渡することはできません。また、RM社及び山田氏は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、当社はRM社及び山田氏と締結する買受契約において、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針である条項を入れております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①RM社

当社は、RM社の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受及び本新株予約権の引受並びに行使については金銭出資の方法であり、当該資金につきましては、預金通帳のコピーを確認し払込に要する財産の存在を確認しております。また、払込資金を構成すると見られる入金に関しては、その内容や背景等をヒアリングした結果、払込資金については、自己資金であると判断しております。なお、RM社より、払込資金に関して自己資金である旨の確約書を受領して確認しております。

②山田氏

当社は、山田氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の引受及び行使については、投資信託等流動性の高い資産の残高明細を取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していること及び自己資金であることを確認いたしました。なお、山田氏より、払込資金に関して自己資金である旨の確約書を受領して確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年6月30日現在）		新株式募集後	
山田至人	23.61%	株式会社リゾート&メ ディカル	32.72%
河崎幽子	6.37%	山田至人	15.89%
中武賢臣	4.47%	河崎幽子	4.29%
長與博典	3.40%	中武賢臣	3.01%
中山隆之	3.29%	長與博典	2.29%
渡部秀一	3.06%	中山隆之	2.21%
楽天証券株式会社	2.11%	渡部秀一	2.07%
斉藤孝	1.87%	楽天証券株式会社	1.42%
福井義高	1.80%	斉藤孝	1.26%
安田勝	1.44%	福井義高	1.22%

(注)

1. 持株比率は少数第3位以下を四捨五入しております。

2. 募集前の大株主構成及び持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日時点の株主名簿をもとに作成しております。
3. 新株式募集後の大株主構成及び持株比率は、平成 25 年 6 月 30 日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株式発行による増加株式数 350,900 株を合算した 1,072,504 株にて作成しております。
4. 今回の割当先以外の株主（募集前からの株主）の比率については、平成 25 年 6 月 30 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります
5. 今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先に保有されます。今後割当先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 2 月 28 日に公表いたしました平成 25 年 12 月期の決算の業績見通しに変更はありません。今後、業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当により発行される株式数 350,900 株及び新株予約権に係る潜在株式数 526,300 株の合計 877,200 株（議決権数 877,200 個）は、平成 25 年 11 月 8 日（決議日）現在の発行済株式数 797,844 株（議決権数 797,844 個）に対して 109.9%（議決権ベースで 109.9%）となります。なお、今回発行株式総数に、平成 25 年 5 月 30 日を発行期日として第三者割当により発行された株式数 57,471 株及び新株予約権に係わる行使済株式数（平成 25 年 10 月 30 日までに全て行使済）76,040 株を加えた合計 1,010,711 株（議決権数 1,010,711 個）は、平成 25 年 5 月 29 日時点の発行済株式総数 652,733 株（議決権 652,733 個）に対して 154.8%（議決権ベース 154.8%）に相当するため、希釈化率が 25%以上となることから大規模な第三者割当増資になります。このことから、株式会社東京証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 2 条に定める独立第三者からの意見入手、または、株主の意思確認手続きが必要であり、当社は平成 25 年 12 月 24 日開催予定の当社臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることとしております。

9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

（単位：千円）

決 算 期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
売 上 高	426,833	66,050	107,066
営 業 利 益	△368,302	△170,558	△95,110
経 常 利 益	△437,172	△153,689	△95,533
当 期 純 利 益	△667,403	△183,790	△61,276
1 株当たり当期純利益（円）	△3,636.74	△738.92	△93.88
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	△523.88	34.26	△59.62

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 11 月 8 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 797,844 株	100.00%
転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

（3）最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

（単位：円）

	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 24 年 12 月期
始 値	7,000	1,910	1,141

高 値	8,710	2,128	1,505
安 値	1,276	800	360
終 値	1,990	1,141	520

② 最近6か月間の状況（単位：円）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	727	750	626	675	674	620
高 値	1,047	760	742	692	710	1,010
安 値	690	537	580	612	602	580
終 値	745	628	657	684	623	1,010

③ 発行決議日前日における株価（単位：円）

	平成25年11月7日現在
始 値	2,012
高 値	2,510
安 値	1,565
終 値	1,694

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成25年5月30日
調 達 資 金 の 額	39,999,990円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 652,733株
当該増資による 発行株式数	普通株式 45,977株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 698,710株
割 当 先	河崎幽子
当初の資金用途	借入金返済
支出予定時期	平成25年5月
現時点における 充 当 状 況	借入金返済全額充当済み

② 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成25年5月30日
調 達 資 金 の 額	9,999,780円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 652,733株
当該増資による 発行株式数	普通株式 11,494株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 664,227株
割 当 先	渡部秀一

当初の資金用途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成25年1月～4月
現時点における 充 当 状 況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

③ 第三者割当による新株予約権の発行

発 行 期 日	平成25年5月30日
発行時の資金調達額	411,600円
行 使 に よ る 資 金 調 達 額	49,000,000円
当該募集における 潜 在 株 式 数	当初の行使価額(970円)における潜在株式数：53,900株 上限行使価額(1,455円)における潜在株式数：34,300株 下限行使価額(485円)における潜在株式数：102,900株
募集時における 発 行 済 株 式 数	652,733株
割 当 先	山田至人、渡部秀一
現時点における 行 使 状 況	全て行使済 行使済株式数：76,040株
当初の資金用途	事業資金及び運転資金
支出予定時期	平成25年6月～平成25年12月
現時点における 充 当 状 況	新株予約権発行及び行使済株式に係る調達額約44百万円は、事業資金及び運転資金に充当中

④ 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年12月28日
調 達 資 金 の 額	199,999,600円
募集時点における 発 行 済 株 式 数	普通株式 330,153株
当該増資による 発 行 株 式 数	普通株式 322,580株
募集後における 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 652,733株
割 当 先	山田至人、木下文信、中武賢臣、加藤信子、中山隆之、アーク株式会社
当初の資金用途	既存事業運転資金、未払金返済資金、新規事業運転資金及び事業資金(仕入れ資金等)
支出予定時期	平成23年12月～平成24年5月
現時点における 充 当 状 況	既存事業運転資金、未払金返済資金及び新規事業運転資金に全額充満済み。

⑤ 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年12月28日
調 達 資 金 の 額	19,999,960円
募集時点における	普通株式 297,895株

発行済株式数	
当該増資による発行株式数	普通株式 32,258株
募集後における発行済株式総数	普通株式 330,153株
割当先	福井義高等
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成23年9～12月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

⑥ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成23年6月24日
調達資金の額	30,062,500円
募集時点における発行済株式数	普通株式 265,395株
当該増資による発行株式数	普通株式 32,500株
募集後における発行済株式総数	普通株式 297,895株
割当先	田中克治
当初の資金使途	運転資金及び事務所移転費用等
支出予定時期	平成23年6～7月
現時点における充当状況	運転資金及び事務所移転費用等に全額充当済み。

⑦ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成23年6月24日
調達資金の額	65,500,000円
募集時点における発行済株式数	普通株式 199,895株
当該増資による発行株式数	普通株式 65,500株
募集後における発行済株式総数	普通株式 265,395株
割当先	山田至人
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年11月～平成23年5月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

10. 発行要領

【本新株式】

(1) 発行期日	平成25年12月25日
(2) 発行新株式数	普通株式 350,900株
(3) 発行価額	1株につき金570円

(4) 調達資金の額	金 200,013,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき金 285 円
(6) 資本組入額の総額	金 100,006,500 円
(7) 申込期日	平成 25 年 12 月 25 日
(8) 払込期日	平成 25 年 12 月 25 日
(9) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 RM社 350,900 株
(10) その他	本件については、有価証券通知書の提出を行っています。

【本新株予約権】

1. 新株予約権の名称
ターボリナックス HD 株式会社第 14 回新株予約権
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 15,525,850 円
3. 申込期日
平成 25 年 12 月 25 日
4. 割当日および払込期日
平成 25 年 12 月 25 日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、本新株予約権 5,263 個の内、3,509 個を RM 社へ、1,754 個を山田氏へ割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及びその数
本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。
7. 本新株予約権の総数
5,263 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 2,950 円（1 個あたり）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1 個あたり 57,000 円（以下「出資金額」という。）とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における当社普通株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は 570 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合

(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4)
 - ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

11. 本新株予約権の行使請求期間

平成25年12月26日から平成27年12月25日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、本新株予約権の新株予約権者の合意の下に当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2,950円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第16条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 19 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

19. 行使請求受付場所

ターボリナックス HD 株式会社 経営企画管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

21. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額について、本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 2,950 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 本新株予約権の割当日以降に開催される当社株主総会（定時および臨時を含む。）に係る基準日後に本新株予約権を行使し新株式を取得した新株式予約権者に対し、当該新株式について、当該株主総会に係る議決権を付与する。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上